

# 資料2

## 総合科学技術・イノベーション会議が実施する中間評価の調査検討等の進め方について

平成27年8月25日

評価専門調査会決定

一部改正令和元年7月29日

評価専門調査会決定

一部改正令和3年12月20日

評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成29年7月26日一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。

この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発について、中間評価を実施することとしている（ただし、評価専門調査会が評価は必要ないと認めた場合を除く）。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

なお、本決定は、「評価に関する本会議決定」における「評価専門調査会が指定する研究開発」に準用する。

### 1. 中間評価の目的

中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日 内閣総理大臣決定）を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用することを目的とする。

### 2. 実施体制

#### （1）評価の手順

中間評価は、評価専門調査会において調査検討及び評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。

なお、調査検討に当たっては、実施府省の見解等を聴取することができる。

#### （2）外部の専門家・有識者等の選定

調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・

有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。

### 3. 調査検討する事項

評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の中間評価結果等を活用して行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価に関する指摘事項への対応状況や、事前評価以降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

なお、以下の（2）から（6）において調査検討する事項が（1）に含まれる場合は、その部分の調査検討を除く。

- (1) 実施府省等における評価の状況
- (2) 実施府省等の行っている評価方法
- (3) 評価項目の設定方法及びその設定根拠
- (4) 評価項目を踏まえた評価の実施状況
  - ・科学技術・イノベーション基本計画及び統合イノベーション戦略との関係
  - ・国の研究開発評価に関する大綱的指針との関係
  - ・その他評価項目設定において参考にした内容等
- (5) 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価時の指摘事項への対応状況や情勢変化への対応状況
- (6) 評価結果を踏まえた研究開発の成果の活用
  - ・研究開発の成果を社会実装等、実現的なものとするための有効活用方策
  - ・研究開発推進上の課題についての改善方策等
  - ・関係府省との連携についての改善方策等

### 4. 評価の実施

#### (1) 当該研究開発の見直し要否の判定

3の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて総合的な評価を行い、当該研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否を判定する。

#### (2) 今後の課題等の検討

(1) の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。

### 5. 評価結果の活用

- (1) 評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、
  - ①研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること

②評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を  
同府省が関係府省と連携して実施すること

③今後の研究開発における予算配分に反映させること  
等を促進する。

(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開するとともに、報告書を  
関係府省に配布する。

# (参考)

## 総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価の調査検討等の進め方について

平成 21 年 1 月 19 日

評価専門調査会決定

一部改正平成 26 年 7 月 4 日

評価専門調査会決定

一部改正令和元年 7 月 29 日

評価専門調査会決定

一部改正令和 3 年 1 月 20 日

評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成 29 年 7 月 26 日一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。

この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発が終了した翌年度に事後評価を実施することとされている。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

なお、本決定は、「評価に関する本会議決定」における「評価専門調査会が指定する研究開発」に準用する。

### 1. 事後評価の目的

事後評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日 内閣総理大臣決定）を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果や中間評価の結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、担当府省等による当該研究開発成果の施策への活用や、次の段階の研究開発への展開等を促進することを目的として実施する。

### 2. 実施時期

事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。

なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、「評価に関する本会議決定」に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。

### **3. 実施体制**

#### **(1) 評価の手順**

事後評価は、評価専門調査会において調査検討及び評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。

なお、調査検討に当たっては、実施府省の見解等を聴取することができる。

#### **(2) 外部の専門家・有識者等の選定**

調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。

### **4. 調査検討する事項**

評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の事後評価結果等を活用して行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

なお、以下の（2）から（6）において調査検討する事項が（1）に含まれる場合は、その部分の調査検討を除く。

#### **（1）実施府省等における評価の状況**

#### **（2）実施府省等の行っている評価方法**

#### **（3）評価項目の設定方法及びその設定根拠**

#### **（4）評価項目を踏まえた評価の実施状況**

・科学技術・イノベーション基本計画及び統合イノベーション戦略との関係

・国の研究開発評価に関する大綱的指針との関係

・評価の実施において上記以外に参考にした内容等

#### **（5）総合科学技術・イノベーション会議が実施した評価時の指摘事項への対応状況や情勢変化への対応状況**

#### **（6）評価結果を踏まえた研究開発の成果の活用**

・研究開発の成果を社会実装等、実現的なものとするための有効活用方策

・研究開発推進上の課題についての改善方策等

・関係府省との連携についての改善方策等

### **5. 評価の実施**

#### **(1) 当該研究開発の成否の判定等**

4の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて総合的な評価を行い、当該研究開発の成否を判定する。

## **(2) 今後の課題等の検討**

(1) の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たつての課題等を検討する。

## **6. 評価結果の活用**

- (1) 評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大蔵あてに通知し、  
①研究開発の特性等に応じてその成果を社会実装等実現的なものとするために有効に活用すること  
②評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を  
同府省が関係府省と連携して実施すること  
等を促進する。
- (2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表するとともに、報告書を  
関係府省に配布する。